

## TOPICS

## 残業削減雇用維持奨励金の創設、雇用調整助成金制度等の拡充について

厚生労働省では、雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意（平成 21 年 3 月 23 日）を踏まえ、残業削減により労働者の雇用の維持を図る事業主を支援するため、新たに残業削減雇用維持奨励金を創設した。

また、従来の雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金についても、当該助成金を受給する事業主のうち、解雇等を行わない事業主に対して助成率が上乘せされることになった。

### 1. 残業削減雇用維持奨励金の創設

#### (1) 助成金制度の概要

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、その雇用する労働者や役務の提供を受けている派遣労働者の雇用の安定を図るため、残業時間を削減して雇用の維持等を行う事業主に助成を行う。

#### (2) 支給手続き等

本奨励金を受給するためには、労働組合等との間に残業削減に関する書面による協定を締結し、当該書面の写しを添えた残業削減計画届を事前に提出する必要がある。本奨励金の支給は、事業主の指定した対象期間（1 年間）の初日から 6 か月ごとに区分した判定期間ごとに 2 回に分けて行い、支給申請期間は当該判定期間の末日の翌日から起算して 1 か月となる。

#### (3) 支給額

支給額は、各判定期間の末日時点における有期契約労働者及び役務の提供を受けている派遣労働者 1 人当たり、判定期間ごとに以下のとおりとなる。

	有期契約労働者	派遣労働者
中小企業事業主	15 万円 (年 30 万円)	22.5 万円 (年 45 万円)
中小企業事業主 以外の事業主	10 万円 (年 20 万円)	15 万円 (年 30 万円)

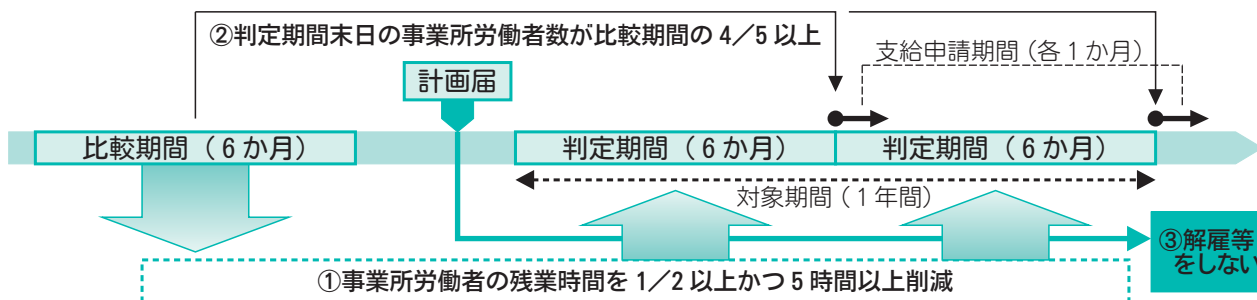
ただし、上限はそれぞれ 100 人とし、残業削減計画届の提出日の翌日以降に新たに雇い入れられた人等は対象とならない。

#### (4) 支給要件

本奨励金は、売上高又は生産量等の指標の最近 3 か月間の月平均値がその直前の 3 か月又は前年同期に比べ 5%以上減少している事業所（中小企業の場合は直近の決算等の経常損益が赤字であれば 5%未満でも可）の事業主に対し、それぞれの判定期間において、以下の支給要件を満たした場合に支給する。

- ①判定期間における事業所労働者（事業所の雇用保険被保険者及び事業所に役務の提供を行う派遣労働者）1 人 1 月当たりの残業時間が、比較期間（計画届の提出月の前月又は前々月から遡った 6 か月間）の平均と比して 1/2 以上かつ 5 時間以上削減されていること
- ②判定期間の末日における事業所労働者数が、比較期間の月平均事業所労働者数と比して 4/5 以上であること
- ③計画届の提出日から判定期間の末日までの間に事業所労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む）をしていないこと

### 残業削減雇用維持奨励金の支給イメージ



## 2. 雇用調整助成金制度等の拡充

### (1) 助成金制度の拡充の概要

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、その雇用する労働者や役務の提供を受けている派遣労働者の雇用の安定を図るため、休業等の実施により雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を受給する事業主のうち、解雇等を行わない事業主の助成率が上乘せされる。

### (2) 支給手続き等

通常の雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の受給手続きに加え、支給申請書の提出時に雇用維持事業主申告書を併せて提出することが必要。

### (3) 助成率上乘せ要件

以下の要件を満たした場合に上乘せされる。

- ①判定基礎期間（賃金締切期間）の末日における事業所労働者数が、比較期間（初回計画届提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること
- ②判定基礎期間（賃金締切期間）とその直前6か月の間に事業所労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む）をしていないこと

### (4) 助成率

それぞれ以下のとおり助成率が上乘せされる。

	通常の助成率	上乘せ後
雇用調整助成金	2/3	3/4
中小企業緊急雇用安定助成金	4/5	9/10

### 「中小企業緊急雇用安定助成金」とは

雇用調整助成金制度を見直し、平成20年12月から当面の間の措置として創設された制度。

世界的な金融危機や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成する。

#### ■主な支給要件

- ① [ア] 最近3か月の売上高又は生産量等がその直前3か月又は前年同期比で減少していること  
[イ] 前期決算等の経常利益が赤字であること（生産量が5%以上減少している場合は不要）
- ② 従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと（平成21年2月6日から当面の期間は、当該事業所における対象労働者毎に1時間以上行われる休業（特例短時間休業）についても助成の対象となる）
- ③ 3か月以上1年以内の出向を行うこと

#### ■支給額

- ◎休業等
  - ・休業手当相当額の4/5（上限あり）
  - ・支給限度日数は3年間で300日（最初の1年間で200日分まで）
  - ・教育訓練を行う場合は上記の金額に1人1日6,000円を加算
- ◎出向
  - ・出向元で負担した賃金の4/5（上限あり）

\* 詳細については、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

### 助成率の上乗せ要件のイメージ

